

あきる野市総合計画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あきる野市総合計画条例（平成30年あきる野市条例第 号）第5条第4項の規定に基づき、あきる野市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市の行政委員会の委員
- (2) 公共的団体その他関係団体の代表者
- (3) 市民の代表
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 東京都の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、あきる野市総合計画条例第5条第2項の規定による答申を終了したときに満了するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要の都度、会議を開催するものとし、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(部会)

第6条 専門的事項の調査及び審議をするため、審議会の下に部会を設置することができる。

- 2 前項の部会に関する事項は、審議会において定める。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画政策部企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。